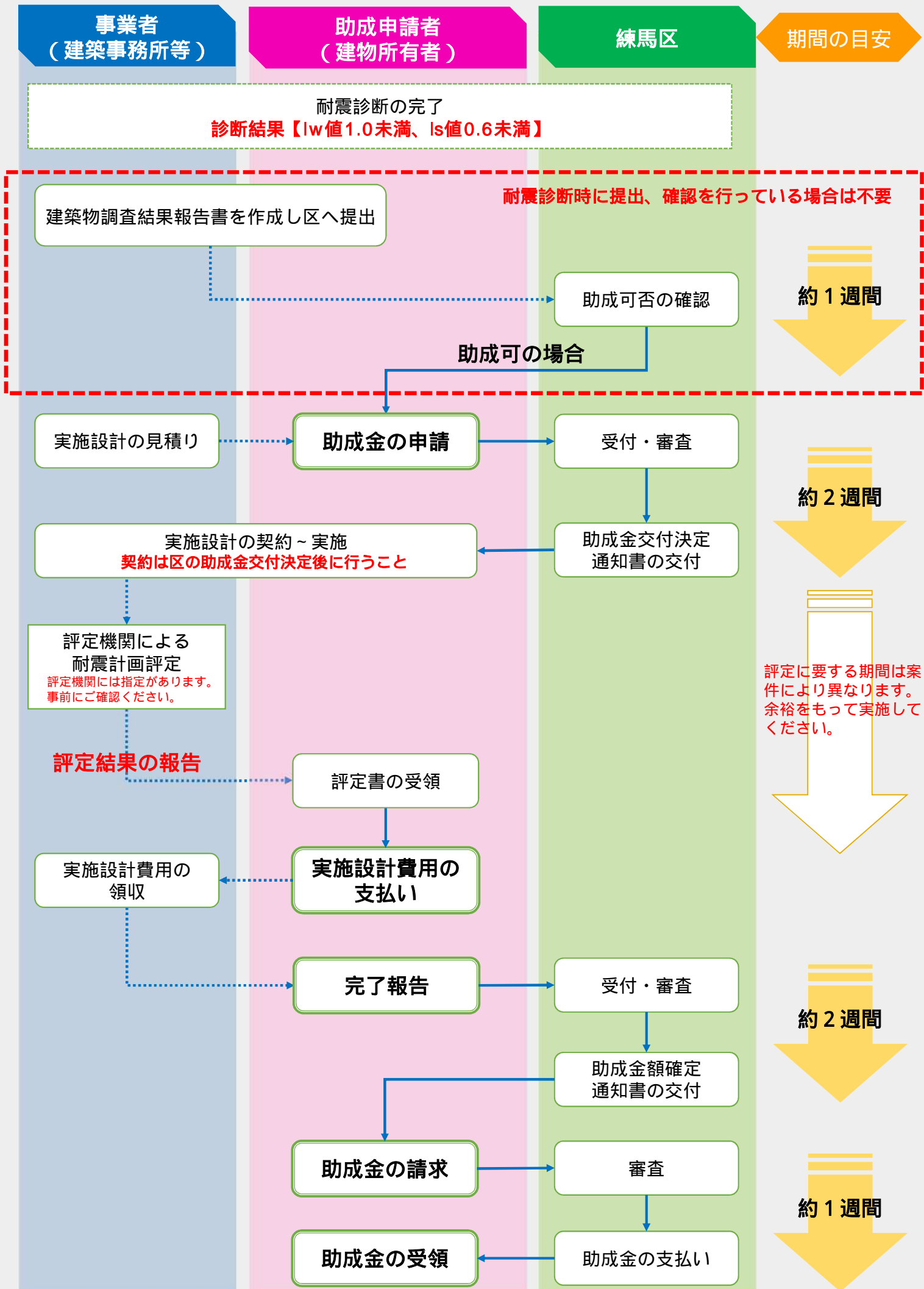


【住宅以外】実施設計助成の流れ



上記は一例であり、案件により手続に要する期間や内容が異なることがあります。

助成金の申請で必要な書類

チェック	提出する書類
	耐震化促進事業助成金交付申請書（第5号様式）
	建築物調査結果報告書の写し すでに一度提出している場合は不要
	納税証明書等（区税等を滞納していないことを確認できる書類） 練馬区に納付している個人は提出不要
	見積書（実施設計費用の見積り）の写し
	【緊急輸送道路沿道建築物の場合】 緊急輸送道路沿道建築物の該当が分かる図面（立面図等） すでに一度提出している場合は不要
	【共有者がいる場合】 代表者が申請してください ・共有者が確認できる書類 ・共有者の同意書
	【相続等で所有権が移転していない場合】 ・遺産分割協議書 ・相続人全員の同意書 など
	【助成条件に違反是正や道路後退等がある場合】 ・念書 ・是正内容を示す図面等 すでに区へ提出している場合は提出不要
	【分譲マンションの場合】 ・実施設計の実施に関して管理組合の合意を証する書類の写し
	【法人で消費税仕入れ額控除を使用しない場合】 ・消費税仕入れ額控除確認書

完了報告で必要な書類

チェック	提出する書類
	耐震化促進事業完了実績報告書（第15号様式）
	領収書等（実施設計費用の支払いを証する書類）の原本および写し 原本は返却します
	契約書や注文書・請書等（実施設計契約を証する書類）の写し
	耐震計画評定書の写し（1部）
	耐震化促進事業助成金交付決定通知書（第6号様式）の写し

助成金の請求で必要な書類

チェック	提出する書類
	請求書（口座振替依頼欄付）